

鹿屋体育大学研究倫理指針(人に関する研究)

〔平成17年11月16日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年 3 月 13日
平成30年 7 月 17日
令和 2年 3 月 23日

(目的)

第1条 この指針は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に所属する常勤の教員（特任教員を含む。）、学生及び研究員等（以下「研究者等」という。）が行う人を対象とした研究において、研究者等が特に留意する事項を示すものである。

(適用範囲)

第2条 この指針は、本学の研究者等が行う人を対象としたすべての研究に適用される。

(研究実施上の配慮)

第3条 研究者等は、研究の実施に当たっては、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 被験者の人権擁護、プライバシーの保護
- (2) 被験者に対する説明と同意
- (3) 研究により生ずる研究者等を含めた人への危険性
- (4) その他の社会的・倫理的問題に対する配慮

(個人情報の管理及び取扱い)

第4条 研究者等は、得られたデータの個人情報の取扱いについて、「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報管理規程」及び「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報取扱規程」に準じ、適切に措置しなければならない。

(説明と同意)

第5条 研究者等は、安全管理等に特に注意を要する研究においては、あらかじめ被験者に説明し、文書による同意を得たうえで研究を行うものとする。ただし、学生の場合は、当該研究を指導する教員名、研究員等の場合は共同研究者である教員名を明記するものとする。

(侵襲を与える研究)

第6条 研究者等は、被験者に侵襲を与える研究においては、医師の助言のもとに研究を行うものとする。

(アンケート調査研究)

第7条 研究者等は、アンケート調査を行うに際しては、その氏名を明記するものとする。ただし、学生の場合は、当該研究を指導する教員名、研究員等の場合は共同研究者である教員名を明記するものとする。

(安全管理等に特に注意を要する研究)

第8条 研究者等は、被験者及び研究者を含めて安全管理等に特に注意を要する研究においては、人の安全の確保に努めなければならない。

(委員会の設置)

- 第9条 本学に、この指針の適正な運用を図るため、倫理審査に関する小委員会を置く。
- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学研究倫理指針（人に関する研究）（平成7年3月16日教授会決定）は、廃止する。

附 則（平19.3.13）

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平30.7.17）

この裁定は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（令 2.3.23）

この裁定は、令和2年4月1日から施行する。